

平成 29 年 6 月 12 日

各 位

会社名 株式会社アカツキ
代表者名 代表取締役社長 塩田 元規
(コード番号 3932 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画部担当 小川 智也
(TEL 03-5422-7757)

募集新株予約権（業績連動型有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 6 月 12 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の役職員に対し、下記のとおり株式会社アカツキ第 7 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の役職員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値及び株主価値の向上に資するものと認識しております。

当社グループは平成 33 年 3 月期を中長期的成長における最初のマイルストーンと考えており、今回の新株予約権の権利行使条件には、将来 4 連結会計年度（平成 30 年 3 月期、平成 31 年 3 月期、平成 32 年 3 月期、平成 33 年 3 月期）のいずれかにおいて、連結営業利益が 100 億円を超過した場合に行使可能という条件を付しております。当該金額は、過去の利益実績（連結営業利益 平成 28 年 3 月期 21 億円、平成 29 年 3 月期 47 億円）に基づく中期的な目標数値となります。

また、将来にわたる当社の役職員への当社グループへの貢献意欲を高める目的から、権利行使のタイミングは平成 33 年 7 月 1 日から平成 39 年 6 月 30 日までの 6 年間としています。なお、本新株予約権がすべて行使された場合当社普通株式の総数は増加し、発行済

株式総数 13,601,700 株に対して最大で 2.03%の希薄化が生じます。

行使価額は過去 12 ヶ月（平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における普通取引の平均値である 3,792 円に 105.49%を乗じた金 4,000 円といたしました。当社株式は株価変動率が高く（平成 28 年 6 月～平成 29 年 5 月の直近 1 年間の株価変動率 104.35%）、過去の株価推移においても過去 1 ヶ月平均株価 6,276 円、過去 3 ヶ月平均株価 5,586 円、過去 6 ヶ月平均株価 4,848 円、過去 12 ヶ月平均株価 3,856 円と直近の期間ほど平均株価が高くなっているものの、平成 28 年 5 月には 7,430 円となった後、平成 28 年 12 月に 2,112 円と大きく下がりました。短期的には業績によらず変動する傾向にあると考えており、最も合理的な期間として過去 12 か月を採用したものであります。

また、当社の株価は、平成 28 年 3 月に上場する際の公募価格 1,930 円に対して発行決議日前日終値では 278.24%上昇しており、上場後では、初のインセンティブにおける業績連動型ストック・オプションを発行する当社におきまして、より効果的に付与対象者の意欲や士気を高めるためには、一時的にでも行使価額が株価を下回ることによる士気の低下や業績条件が達成できたにも関わらず株価が下落し、行使ができないといった状況とすべきではないと考え、本新株予約権の行使価額を発行決議日前日終値の 54.79%である 4,000 円といたしました。

これは業績に影響を及ぼすものではなく、4 期にわたる具体的な数値目標を掲げ、相当程度高い水準の営業利益の目標達成に向けて、意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の役職員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであり、当該行使価額の設定は、合理的であると判断いたしました。

このため本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

276,570 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 276,570 株とし、下記 3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの発行価額は、85 円とする。

当該金額は、第三者評価機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（代表者：武藤雅俊、住所：東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1）が、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテ

カルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。当該算定機関は、本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社終値7,300円/株、株価変動率79.61%（年率）、1株当たり配当額0円、安全資産利子率0.05%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額4,000円/株、満期までの期間10年、行使条件）等に基づいて、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金4,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式

により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成33年7月1日から平成39年6月30日（但し、平成39年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成30年3月期乃至平成33年3月期の4期のいずれかの連結会計年度における当社グループの連結営業利益が100億円を超過した場合、平成33年7月1日から権利行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照

すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成 29 年 6 月 30 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成29年6月30日

9. 申込期日

平成29年6月29日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役及び従業員 26名 276,570個